

守山市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

<p>事業概要</p>	<p>認知症の高齢者等が、他人にけがをさせるなど法律上の損害賠償責任を負うことになってしまった場合、守山市が加入する保険から 1 事故につき最大 1 億円まで補償するものです。保険料は、守山市が全額負担します（個人負担なし）</p>
<p>対象者の要件</p>	<p>次の要件をすべて満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 守山市行方不明高齢者等 SOS ネットワーク事前登録に登録されている人 <input type="checkbox"/> 守山市に住所を有し、住民基本台帳に登録されている人 <input type="checkbox"/> 本人が在宅生活している人
<p>自己負担</p>	<p>なし</p>
<p>補償の対象</p>	<p>次のような場合、補償の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誤って線路に立ち入り電車を止めてしまった。 ・日常生活で他人にケガをさせてしまった。 ・他人の財物を壊してしまった。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>✕ 補償の対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人が自動車を運転して起こした事故による損害 ・本人が自分の所有物を壊した時の損害 ・訴訟になった時の弁護士費用 </div>
<p>申込方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書（ホームページでダウンロード可）を守山市長寿政策課へ提出してください。 ・市で対象要件の確認を行い、加入を決定します。 ・毎月 15 日を締切日として、翌月 1 日からの保険加入となります。
<p>問合せ先</p>	<p style="text-align: center;">長寿政策課（584-5474）</p>